**附　則**

（施行期日等）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。附則第三条において「法」という。）第四十条第二項第一号に規定する学校（以下「第一号学校」という。）のうち修業年限が四年以上のもの又は同項第二号若しくは第三号に規定する学校　平成三十一年四月一日

二　第一号学校のうち修業年限が三年以上四年未満のもの　平成三十二年四月一日

三　第一号学校のうち修業年限が二年以上三年未満のもの　平成三十三年四月一日

（経過措置）

**第二条**　新規則別表第四の規定の適用の日の前日において現に指定を受けている第一号学校において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

**第三条**　新規則の施行後に法第四十条第二項第一号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、新規則別表第四の規定の適用前においても、同表の規定の例により行うことができる。

**○厚生労働省令第百四号**

社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第二条の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

**別表第四**（第五条―第七条関係）

| 領域 | 教育内容 | 時間数 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 第一号養成施設 | 第二号等養成施設 | 第三号養成施設 |
| 人間と社会 | 人間の尊厳と自立 | 三〇以上 | | 一五 |
| | 人間関係とコミュニケーション | 六〇以上 | | |
| | 社会の理解 | 六〇以上 | | |
| | 人間と社会に関する選択科目 | | | |
| | 合計 | 二四〇 | | |
| こころとからだのしくみ | こころとからだのしくみ | 一二〇 | 六〇 | 六〇 |
| | 発達と老化の理解 | 六〇 | 三〇 | 三〇 |
| | 認知症の理解 | 六〇 | 三〇 | 六〇 |
| | 障害の理解 | 六〇 | 三〇 | 三〇 |
| （略） | | | | |
| こころとからだのしくみ | こころとからだのしくみ | 六〇 | 三〇 | 三〇 |
| | 発達と老化の理解 | 六〇 | 三〇 | 六〇 |
| | 認知症の理解 | 六〇 | 三〇 | 三〇 |
| | 障害の理解 | 六〇 | 三〇 | 三〇 |
| （略） | | | | |

改正前

**別表第四**（第五条―第七条関係）

| 領域 | 教育内容 | 時間数 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 第一号養成施設 | 第二号等養成施設 | 第三号養成施設 |
| 人間と社会 | 人間の尊厳と自立 | 三〇以上 | | 一五 |
| | 人間関係とコミュニケーション | 三〇以上 | | |
| | 社会の理解 | 六〇以上 | | |
| | 人間と社会に関する選択科目 | | | |
| | 合計 | 二四〇 | | |
| こころとからだのしくみ | 発達と老化の理解 | 六〇 | 三〇 | 三〇 |
| | 認知症の理解 | 六〇 | 三〇 | 六〇 |
| | 障害の理解 | 六〇 | 三〇 | 三〇 |
| | こころとからだのしくみ | 一二〇 | 六〇 | 六〇 |
| （略） | | | | |
| こころとからだのしくみ | こころとからだのしくみ | 六〇 | 三〇 | 三〇 |
| | 発達と老化の理解 | 六〇 | 三〇 | 六〇 |
| | 認知症の理解 | 六〇 | 三〇 | 三〇 |
| | 障害の理解 | 六〇 | 三〇 | 三〇 |
| （略） | | | | |